

地方行政委員會議録第六十一号

昭和二十七年六月四日(水曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君
理事 河原伊三郎君 理事 野村幸太郎君
理事 吉田吉太郎君 理事 床次 徳二君
理事 門司 亮君

池見 茂隆君 大泉 寛三君
川本 末治君 小玉 治行君
橋 直治君 田淵 光一君
前尾繁三郎君 龍野喜一郎君
鈴木 幹雄君 藤田 義光君
大矢 省三君 立花 敏男君
八百板 正君 大石ヨシエ君

出席政府委員

国家地方警 柴田 達夫君
察本部警 長 國 務 卿
国家地方警 柏村 信雄君
察本部警 長 國 務 卿
国家消防庁長官 新井 茂司君
国家消防庁事務 龍野 好睦君
官(管理局長) 好睦君
委員外の出席者

参考人(一) 田上 徳治君
橋大学教授
参考人(評論家) 高橋 雄射君
参考人(元東 矢部 貞治君
京大学教授)
参考人(東京大 牧野 英一君
学名誉教授)
専門員 長橋 茂男君

六月三日

主要都道府県建設部必置に関する陳
情書外一件(兵庫県建設業協会会長
松浦勇太郎外一名)(第二〇九三号)

同(福岡県建設業協合理事長岩崎茂
成)(第二〇九四号)

特別市制実施反対に関する陳情書外
百二件(島根県八束郡生馬村長福田
真外二百五十五名)(第二〇九五号)

特別市制度改正に関する陳情書(東
京都指定食堂協同組合理事長山本宗
平)(第二〇九六号)

同(東京都新宿区三栄町二十九番地
全国警報自動車協会会長佐藤勇外三
十名)(第二〇九七号)

警察法改正反対に関する陳情書(東
京都議会議長菊池民一)(第二〇九八
号)

同(東京都公安委員長長尾玉九十)(第
二〇九九号)

都道府県単位の警察設置に関する陳
情書(岡山県知事三木行治)(第二一
〇〇号)

日刊紙以外の新聞雑誌の選挙報道制
限等に関する陳情書(東京都新聞協
会長四至本八郎外七名)(第二一〇一
号)

地方自治法改正案等に関する陳情書
(大阪市議會議長田村敏太郎)(第二
一〇二号)

地方行政制度の確立強化に関する陳
情書(山形県町村議會議長会長村尾
要助)(第二一〇三号)

地方自治法の一部改正に関する陳情
書(東京商工会議所会頭藤山愛一郎)
(第二一〇四号)

医業に対する特別所得税撤廃に関す
る陳情書外一件(岡山県児島市医師

会会長木村敏太外一名)(第二一二三
号)

を本委員会に送付された。
本日の會議に付した事件
消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一八六号)

警察法の一部を改正する法律案(内
閣提出第二一九号)

集團示威運動等の秩序保持に関する
法律案(内閣提出第二三六号)

消防法の一部を改正する法律案起草
に関する件
参考人より意見聴取の件

○金光委員長 これより會議を開きま
す。

警察法の一部を改正する法律案及び
集團示威運動等の秩序保持に関する法
律案を議題といたします。本案につき
ましては、付託以来慎重に審査いたし
て参りました。種々重要な問題を含
んでおり、國民的関心も大きいので、
本日兩案につきまして参考人の方々よ
り御意見を承り、本案の審査に遺憾な
きを期した次第であります。

この際参考人の方々に申し上げます
が、本日は御多忙中にもかかわらず、
本委員会に御出席くださるに、貴
重なる御意見を述べくださることに
対し、委員会を代表し厚く御礼申し上げ
ますとともに、各位の忌憚なき御意
見の陳述を希望する次第であります。

それではこれより御意見を承ること
といたしますが、議事の進行上、参考
人の方々の御発言は大体二十分くらい

におまめを願ひまして、一応全部参
考人の方々より御意見を承つた後、委
員の方々より御質疑をお願いすること
といたします。まず田上徳治君より御
意見を承ります。

○田上参考人 御指名によりまして、
簡単に意見を申し上げたいと思いま
す。

第一に、警察法の改正法律でありま
すが、これにつきましては三つの点を
考えたいと思ひます。

第一は、国家地方警察本部長官を、
今回の改正では内閣総理大臣が任免す
るというふうになつてゐるのでありま
すが、この点は、私は国家行政組織法
の、あるいは憲法の建前から申しまし
が、やはり本部長官は内閣との結びつ
きが必要ではないか。その意味におき
まして、従来の国家公安委員会を通し
て内閣と結びつくということも一つの
方法であります。しかし委員会はこ
れは権限の独立がありますから、その
意味で内閣との関連が非常に弱い。ま
た一般の政府職員というものの一般職
の立場から考えましても、国家地方警
察の本部長官が内閣と任免において区
別されておる、直接結びつきがないと
いうことは、私はそれほど重要な理由
がなかつたように考えるのでありまし
て、その意味で今回の改正は大体にお
いて賛成なのであります。もちろん他
方において、政党政治が警察に対して
悪い影響を与えるということも、率直
に申しましてそういう心配もあるのだ
ありますが、しかし長官の地位は国家

公務員法の規定が適用されるのであり
ますから、その意味で、従来の公務員
のような特別職のようなものではない
のであります。私はこの点もそれ
ほど懸念はないのじやないかと考える
のであります。また国警本部は主とし
て行政管理に携わるものでありまし
て、新たに内閣総理大臣がこの任免権
を持つことによつて、警察の運営管理
につき直接強い影響を与えるというふ
うには思へないのであります。この
あたりからも大体において無理はない
ように考えるのであります。

第二点の、特別区の警察長、東京の
警視總監の任免権が新たに内閣総理大
臣の手に移るといふ点でございます
が、この方は、第一点に比較いたします
と、やや問題になるかと考えるのであ
ります。つまり一般に申しまして、自
治体の警察の人事について内閣が直接
に關与する、そういう根拠は私は見當
らないのであります。内閣は行政権
を担当することになつておりますが、
直接はこれは國の行政権であつて、地
方自治は、憲法に保障せられておりま
すように、原則としては中共の監督が
及ばないことになつておりますから、
その意味で、あたかも特別区の機関の
立場にあり、そういう地位にある特別
区の職員を内閣総理大臣が任免する、
こういう形式ははなはだ変則的なもの
であつて、これを一般の自治体警察に
推し及ぼすといふことは、とうてい考
えられないと思ひます。けれども、け
れども特別区の警察といふのは、申すま

でもなく単に特別区だけの利益だけではなくて、これは同時に、国家あるいは国の政治そのものに重大な関係を持つております。この点は実はもう一つ改正の法案にありますが、特別区の警察費を一部国庫が負担することができるといふ法案の五十二条の三であります。これについても同じようなことが言えると思うのでありますが、地方財政法を見ると、第九条で、自治体警察の経費は、これは主としてその地元の地方公共団体の利害に關係する事務であるから、従つてその地元において負担するというふうになつてゐるのであります。その建前から申しますと、今度の特別区の警察費が一部国庫負担となるということは、かなり大きな食い違いがあるようでありますが、しかし翻つて考えますと、特別区の警察は、これは必ずしも地方財政法に書いてある、主として地方公共団体の利害に關係する事務というふうには思へないのであります。これはだから外国におきまして、首都の警察、たとえばパリのプレフィエ・ポリスでありますとか、あるいはドイツのかつてのポリツァイ・プレジデントというふうな、特別にそういつた首府と申しますか、首府の所在地の警察については、一般の自治体警察という考えではとうてい割切れないものがある。言いかえまして、特別区の警察は、単純な自治体警察ではなくて、半ばこれは国家的な性格を持つてゐる。その利害に關係のあるものである。その立場から考えますと、経費を一部国庫負担とするということも私は賛成できるのであります。同時にまたそういう含みにおいて考えますと、警視總監を内閣の總理大

臣の任免というふうを持つて参りましても、理解できるのであります。言いかえまして、この第二点は、これは自治体警察一般にはとうてい考えられない変則的なことであります。しかし特別区の警察が、普通の意味の自治体警察とは非常に違つたものであつて、半ば国家地方警察のごとき性格をもつてゐる。あるいはもう少し率直に申しますと、むしろ最もはつきりとした、つまり国家地方警察の、国の警察の主要な部分のようにも思ふのであります。これはしかし一種の改革的な意見でありまして、現行法の解釈としては、もちろん自治体警察であります。が、しかしこれは単純な自治体警察ではなくて、同時に地元の自治体のほか、国家的な利害關係を伴う。その点で内閣總理大臣による任免ということが考えられるのではないかと。私の意見はこの点においても大体改正の法案に賛成であります。

第三点は、これは六十一條の二にありますが、内閣總理大臣の指示権であります。これは私は都道府県の公安委員会对する總理大臣の指示、それから市町村公安委員会に対する指示とはかなり違ふのではないかと思ふのであります。都道府県の公安委員会に対する指示の方は、これは内閣總理大臣と申しまして、従来から国家地方警察の本部長官から、運営管理につきましても、各都道府県の警察体に対して、指示あるいは訓令というふうな形で、ある程度の関連があつたのであります。もちろんこれも警察法の規定から申しますと、もつぱら本部長官は、そういう場合に行政管理的の面だけにとどまるのであつて、運営管理

は、都道府県公安委員会であるといふふうになつておりますけれども、私はこの点はやはり非常な無理があるのではないか。原則があくまでも都道府県の公安委員会が、国警の運営管理に當るべきであります。しかしそれは単なる都道府県の自治体警察ではなくて、国の警察であるといふふうな考えますと、やはり国の行政権は内閣の責任でありますから、その意味で中央の機関、中央行政庁がある程度の指揮監督を行うことは当然である。その意味におきまして、内閣總理大臣が国警の本部を通しまして、都道府県公安委員会に対し指示を与えるといふことは、これはもちろん指示の程度によりまして、けれども、都道府県公安委員会の責任を無視するやうなことになると思います。現在の警察法に反すると思ひますが、しかし指示の程度がそれほど極端に走らなければ、私は国警については格別問題はなからうと考へるのであります。ただ特に議論になるのは、市町村の公安委員会でありまして、この方は元來中央政府が直接タッチしないところでありまして、運営管理、行政管

理ともに市町村独立に行つていたのであります。それを今回少くとも運営管理につきまして、指示権を持つに至るといふことは、重大な変化であらうと考へるのであります。この点で、でありますから、指示の範囲あるいはどういふ場合に指示が行へるか。また指示の内容などにつきましては、相当慎重に考へる必要があると思ふのであります。ただしこの六十一條の二の草案を見ますと、簡單であります。しかし非常事態のやうな、地元の公安委員会をまつたくなげにいたしまして、直接中央から取締りを行うといふ形になつていないのであります。それから、その点は非常事態における措置よりは、はるかに徹底的なものであり、またさらに特に必要であると認めるときという、これもはなはだあいまいな言葉であります。しかし解釈上は、私も應援要請あるいは普通の意味の協力、そういうふうな關係で、十分な治安の維持ができる場合は、この指示は行うべきではない。言いかえまして、公安維持上の必要な事項について、指示と申しますのは、これは普通の方法によつて自治体警察と国警との協力では、とうてい治安の維持が困難である。言いかえるとかなりこれは広い、あるいは全国にわたるやうな影響するやうな、そういう事態において初めて指示が行へる。これあたりは多少規定が簡單でありますから、解釈上ははつきりしない点があるかと思ひますが、警察法の解釈をそういうふう

に持つて行きますと、大体においてこの法案も、この点もまた賛成できように考へるのであります。

ございますから、その程度にして省略いたします。

次に公安条例を見ますと、現在にはなはだ内容が区々であつて、一例を申し上げますと、大阪府下における市町村の公安条例では、あるものは集会まで取締つておるし、あるところは単に集団行進、集団的なデモンストレーションだけを取締るとか、その他こまかい点におきまして同じ府県においても市町村によつて違ふ。あるいは静岡県の公安条例で申しますと、これは自治体警察が置かれてある区域だけなのでありますから、そこで隣接の町村、国家地方警察の区域に入りますと、もはや取締りがないというふうなことで、非常に不自然なものであります。でありますから今日画一的な法律によつて平等な取締りといひますか、これを期待する。しかしその反面に不必要な取締りがそれでは行われるのではないかと。たとえば山間僻地というふうなところで集会が行われても、やはり法律によつて取締りを受ける、はなはだおかしいではないかという疑問も起きますのであります。しかし御承知のように新しい法律案は、許可制を届出制に改めておるのであります。こういうこまかい点は、これも時間がございませうから略しますが、非常に取締りの程度をゆるめておる。言いかえますと、必要の最小限度における取締りということが明確に現われていると思うのであります。集会も屋外集会だけを取締るといふふうな点、その他警察職員の権限とか、罰則に段階をつけたといふふうなところも、一々考えてみますと、かなり従来の公安条例の不備を補つておると思うのであります。時間がございませうから、その程度にして省略いたします。

以上で私の陳述を終わります。

○金光委員長 次に評論家の高橋雄豹参考人をお願いいたします。高橋参考人。

○高橋参考人 警察法の一部改正の中で、国警長官を総理大臣の任命に移す点は、現行の警察法の一般を通じて見ますと、この条項だけを改正することには非常に無理があると思ひます。申すまでもなく、今日の国家地方警察は、国家公安委員会が管理をいたしております。国警長官は国家公安委員会の事務部長の長官であります。従つて国警長官は、仕事の上においては国家公安委員会の指揮命令に服すべきものであることは、法律の上においては問題がないと思ひます。従つて万一公安委員会の意思に反して、総理大臣が国警長官を任命いたしました場合には、国警長官と公安委員会の意見が相違をいたしました場合においては、どういふことになるのであります。その場合は法律上当然国家公安委員会の意見によつて動くものではないかと思ひます。特に内閣総理大臣が国警長官を任命するといふことは、大して意味のないことになるのであります。そういう意見の相違が起りますと、内部において混雑が起ります。決して警察の仕事に円満に行つて行くゆゑんではないと思ひますのであります。しかし私は、政府が今回のような

立案をせられました趣旨、すなわち今日の社会の情勢から見て、何らかの処置を講じなければならぬという点は、私も同感であります。それならばむしろ警察法全体に手を入れて、国家公安委員会の制度をかえて行く以外に道はないのであります。国警長官だけを総理大臣の任命権に移すといふことは、非常に無理があると思ひます。その点は、大きく申しますならば、たとへば国家公安委員会の五人のうち、三人以上は一つの党派から出さなければならぬといふような点から考へましても、現在の国家地方警察の管理については、時の政府の意図によつて左右してはならぬといふことは、今日の法律の根本の趣旨であらうと思ひます。その趣旨の当否は別でありまして、現にその法律がありまします以上は、これにそむくような、あるいはこれと矛盾するような改正をすることは、よほど注意をしなければならぬと考へております。この点は特別区の東京の警視總監についても、私は同じような問題があると思ひます。ことに東京都の特別区は自治体でございますから、国警長官の場合よりも、もつとめんどやうな法律上の困難があるように思ひますのであります。東京の警視庁につきましても、先ほど田上先生のお話にも特別の地位があるといふことがございまして、世間には、世界各国の首都の警察は、どこも国家警察である、従つて日本の東京においても、同じような首都警察を国家の手によつてつくるべきだといふ論が非常に多いのであります。これは一応もつともなりくつてあります。私が、私はただ各国の例が、その首都

が全部国家警察を持つておるのだから、日本の警視庁も国家警察にしなければならぬという点には、必ずしも同調いたしません。これには疑問を持つておりますが、これはこの問題に関係のないことでありますから触れませぬ。

現在の公安維持の上から大きく考へまして、日本の警察の状況を見ますと、一番大きな欠点はどこにあるかと申しますと、現在小さい自治体警察が分立いたしておる点にあるのであります。五百とか六百とかいう小さい警察が全国に散らばつておる。これが国警と対立したような形で動いておる点に、警察の公安維持上の盲点があるのであります。公安維持の上から警察法の改正をしようといふならば、この群小の自治体警察を統合する以外に道はない。この点に触れない警察法の改正は、実は私は大して意味はないものだと思ひます。従つて政府が御心配になつておられますような点を、実際に実現せしめるためには、そういう方向に慎重に御審議になつて、第二の公安上必要な指示を行うといふ点につきましても、私は同感であります。これは改正をなさることは適當であると思ひます。

集団示威運動等の取締りに関しまする法律案につきましても、私は賛成であります。現在の社会情勢から考へれば、この種の法律がなければ、いかに警察の組織、制度をかえましても、公安の維持ができないことは当然であります。これが現在各地方において、府県なり都市において公安条例をつく

つておるゆゑんであります。しかし人権に關係のある問題でございまして、また一地方だけにあつて、すぐ隣のところになんかというのでは困りますから、こういう種類のものは国会において慎重に御審議になつて、つばな法律ができることが望ましいのであります。この際この趣旨の法律案をおつくりになることは、非常に適當であると思ひます。

ただ内容につきましても、私はもう少し少しかつた規定をこれに入れたらよろうかという意見を持つておるのであります。その第一は、屋外集会や集団示威運動は、国会の開会中は、国会の議事堂の構内及び周辺の道路、また裁判所において現に裁判の開始せられております時間内は、裁判所の構内及びその周辺においては、これらの集会並びに集団示威運動を、法律をもつて全面的に禁止すべきものであると考へます。国会の審議並びに裁判が、外部の少しの圧力をも受けずして公正に行われることが、民主主義の上に大切であることは、私の申し上げるまでもないところであります。その点から考へまして、この種の立法をなさる以上は、この二点について規定を入れることが適當であらうと思ひます。

いま一つ、法案の第六条の主権者に対する遵守事項の命令の中に、危険物の携帯の制限並びに禁止という項目がございまして、公衆の集会とか示威運動等において、人の生命、財産に危害を与えるような危険な物を持つて集まるといふことは、善意な人間のすることではないのであります。これは實際問題といたしましては、おそらくいかなる場合でも、公安委員会はこういう

物の携帯の禁止をするに違いないと思ふ。この法案によりますと、公安委員会は主催者に対して、これらの禁止したことを参加者に周知せしめる義務を負わせておるようでありますが、実際に主催者がどういう方法で参加者に対して広く周知をする道がありましようか。これは形式的であつて、実際はできないと思ひます。またこれを許しておくべき理由は全然ない。あるいはこういう制限をいたしますれば、取締りの警察官の保護だけのように考えられるかもしれないけれども、実際はそうではない。危険物を持つてこういう集團の行進に入る、集會をいたすという事になりますと、またたく善意の大衆、善意の参加者に対して危害を及ぼすおそれがある。またまたたく無關係の通行人等に対して、危害を及ぼすおそれが多分にある。ことに外国と違ひまして、日本においては木造家屋が多いのでございまして、こういう者があつたといひまして、万一一家に火災でも起されたらなりますと、これはたいへんなことになるのでありますから、こういういかなる場合においても許してはならぬ行為は、法律をもつて明らかに禁止をすることが必要である。立法する以上は、これも欠くべからざる項目であると私は考へております。

私の大体的意見はこれだけでありました。
○金光委員長 次に、元東京大学の教授矢部貞治参考人にお願ひいたします。
○矢部参考人 私は法律の専門家でございまして、個々の箇条につきまして詳しく申し上げることは省きま

す。ただこのような治安關係の立法につきまして、私の見ているところを御参考までに申し上げたいと思ひます。民主主義の社会で、あらゆる人にひとしく自由と人権を保障するということが、民主社会の治安立法の目標であるかと思ふのであります。そのような意味から申しますと、他人の自由と人権を破壊するような暴力的破壊活動や、公衆の生命あるいは身体、自由、財産に対して、直接に危険を及ぼすような集團示威運動というふうなものが、取締りの対象にならなければならぬということ、これは原則として否定することはできないと思ふのであります。しかしながら、そのような治安のための立法が擴張解釈や濫用によつて、またかえつて自由と人権を侵害するおそれがある。こういうふうになることになると思ふのであります。そういうような意味で、治安立法はもろ刃の剣であると言つてもよろしいと思ひます。治安立法につきましては、極度に慎重な態度が望ましいといふことをまず考へるのであります。そういう意味におきまして、私は民主主義の社会では、治安立法はできるだけ最小限度から出発していただきたい。それがどうしても不十分であるといふことが明らかにになりましたときに、立法を強化していただくということであります。ならば、私は国民もこれを納得し、支持するに違ひないと思ふのであります。これに反しまして、いきなり最大限の治安立法というふうなことから出発しようとする、あらゆる場合にも万全の対策を立てておかないと不安心だといふふうな考へ方で、マキシ

ムから治安立法を立てて行かうといふような態度は、実は私は正當でもないし賢明でないのではないかと、こういうふうな考へておるのであります。ところで今日のわが国の治安態勢の盲点は、一体どこにあるだろうかといふことを考へてみますと、概して申しますならば、取締り法規が欠けておるということに盲点があるよりは、むしろ取締り法規があつても、取締る能力が十分なために、十分に治安が確保されないといふところにあるのではないかと申すのであります。そこで取締り法規があつても取締れない非法活動が行われておる。それを十分に取締るだけの治安体制がないといふところに、あらためて新しい禁止立法を加えてみても、大した意味があるといふふうには私は考へられないのであります。そして、そういう意味で、新しい立法のために法網にひつかかるのは、そのかんの破綻的な分子であるよりは、一般国民になるおそれがあるといふふうには考へますので、そういう見地から私はこの二つの法律案について、意見を簡単に申したいのであります。

最初に集團示威運動等の秩序保持に關する法律案について一言いたしますと、これは先ほどからいろいろお話が出ておりますように、現に各地にありますが公安条例を一本化する同時に、その中でこれを合理化されておる、一部の公安条例に見られるような行き過ぎを改めておるといふこと、法文を明確にしておる、許可制を届出制の建前に改めておる、それからこの運用について濫用のないようにならなういふこと、というふうな苦心の跡が見られるのであります。そういう意味から申しますと、私はこの法律案の方は比較的合理性を持つておるといふふうな考へるのであります。ただこれにつきましては、私は二つの点について多少の疑念を持つております。一つの点は、法案の第六条以下の遵守命令、特に第六條の三項の変更命令、それから第八條の警察官の権限という規定のあたり、これがもし濫用されると、やはり憲法の保障する表現の自由ということに対する重大な危険をはらむおそれがあります。そのような意味で、もしこれらの箇条についての運用をもつと慎重にできるような考慮がなされるならば、なお私は安心だといふふうな思ふのであります。いま一つの点は、現に各地に公安条例があつて、大体それでまかなつて行けるという場合に、なぜこれを今ここでことさらに一本化するのならばぬかといふ点であります。その点についての疑念は、法案の法案理由を読んだだけでは、十分に納得が行かない点があるものであります。現在の各地の条例でまかなつて行けるものならば、しいて一本化する必要はないではないかといふことであります。しかしながらこれは私が各地の事情を十分に存じませんので、あるいは条例の必要があつても、何かの事情でこれができないといふふうな事情にあるのか、あるいはまた今までは占領軍の存在によつてカバーされておつたところが、それがなくなつたために重大な不備を来すのだ、こういうふうなことが十分に理由づけられますならば、私はこの法律案について強く反対するといふような根拠が見出せないであります。しかしそのような取締り法規の欠如といふ問題よりも、今日わが国の治安体制

いますと、総理大臣がこれらの長官を任命するということは、私はどうしてもしるべき過ぎだと思ふのであります。公安委員の意見を聞いてとありますけれども、しかしそれがどの程度の拘束力を持つかという事は明らかにされておられません。従つて先ほどお話を聞いておりましたように、総理大臣が任命した長官と公安委員の意見とがわかれて来るというふうな場合に、結局責任の關係が混乱して来て、大した実効は上らない、こういうふうな懸念があると思ふのであります。私はやはり今の段階では、警察法の改正は、公安委員というものを中心に置いて運用するという建前、それから自治体警察を認めるという建前を前提にしながら、現在のような分立的な運用を改めるといふところに、まず主眼点を置くべきではないかと思ふのであります。

そのような意味で、私は警察法の改正は次のような点を考慮していただきたいと思ふのであります。その第一は、治安關係の大臣を明確にしたい。第二には、警察關係の財政的基礎を確立していただきたい。第三には、國家警察と自治体警察との間の人事交流を認めて、これを行うようにしていただきたい。第四には、脆弱な自治体警察は國家警察に編入するようにしていただきたいということであり、第五には、治安に關する情報を一元的に把握できるような機構を考えたい。第六には、治安に關する重大な案件、これは必ずしも犯罪に限らず、天災の場合などのことも考えるのであります。が、そのような國家治安上の特別重大

な案件につきましては、國家警察と自治體警察との管轄區域というふうなことにかわらず、警察が協力して活動できるように道を、もつと容易にしたい。第七には、治安に關する情報、そのうち國警長官の任免と特別区の長の任免については、總理大臣が直接に任免権を握るというのではなくして、むしろ消極的な意見を言う機会を認められるという程度でやつていただきたいと思ふのであります。それと同時に、單に機構の問題だけでなくして、むしろ治安關係者の質の向上、それから連絡の強化、待遇の改善、殉職者に対する保護というふうなことによつて、この警察官の士氣を維持すること、これが、さらに大切なことではないかと考へるのであります。しかしながら、今私の申し上げたような点は、また角度をかえてみればいろいろの問題がございますから、私がここでひととお願ひしたい、あるいは提唱したいと思ひます。これは、むしろこの警察法の根本的な検討をするために、各方面の學識経験者、利害關係者を集めて、慎重にこれを検討するような審議會を置いていただきたいということであり、そこでもつて、この根本的改革を考へるといふことが大切であつて、現在出されておるような彌縫的な改正案では、私は、これはとうてい今日以後わが國が直面すると思へる治安の問題を、十分に解決できないといふふう

に思ふのであります。そのような意味で、ぜひひとつこの權威ある審議會で根本的に検討していただきたい。警察法の改正といふことは、それからあとにすべきではないか。これは国会において審議されることを決して輕視する

意味ではございませんけれども、この治安の問題が非常に重要でありますために、そういうことを私はお願いしたいのであります。

そのほか治安の問題を考へるべきいろいろの観点がございますけれども、二つの法案につきましては私の概括的な意見は、以上の通りであります。

○金光委員長 次に東京大學名譽教授、牧野英一博士にお願いいたします。牧野參考人。

○牧野參考人 私といたしましては、今三君のこまかに御論じになつたものに対して、特につけ加えてみようと思ひます。新らしいことはございません。ただ法律學に従事しております立場から、ことに憲法制定の際その審議にあつた一人といたしまして、この法案ばかりではなく、他の法案をもながめつつ考へておることを一点申し上げてみたいと思ひます。

憲法に關連して、民主主義といふことは何でも個人を解放することであるといふこと、すなわち基本的人權を尊重することであるといふふうに言われまして、公共の福祉といふことに關する考へは世の中で非常に弱い。世の中に弱ればかりでなしに、憲法審議の當時においても、その点については多く

の人は議論しなかつたと思ひます。私は、特にこの公共の福祉といふことを考へなければ、民主主義といふことは全うされなかつたといふこと、さらに進んで、憲法第一条に書いてある國民統合といふことが憲法の根本問題であり、中心になるといふことを主張したのであります。その後の情勢に照してま

ます。そういうことを考へております。それを世の中では、逆コースであるといふかあるいは右翼化するといふような言葉で批評せられるようであり、また、先ほどからも三君がお説きになつたように、治安状態が悪い。その治安状態が悪いのに対して、基本的人權といふことが、あまりにそればかりが主張され、そして公共の福祉などはどうであつてもといふような様子が一方に見えるのは、憲法また全法律の理解に對して、公共の福祉及び國民統合といふことについての考慮がくずれておる、弛緩しておる、ゆるんでおるといふことに基くのであらうと思ひます。

私は旧憲法時代におきましては、いわゆるゆるゆる左がかつた學者として知られておつた方であり、極端に言へば、ある程度の迫害まで受けたのであります。が、今の憲法下における情勢については、むしろ右がかつた意見を持つておる者として批評されております。それは時勢が違ふのです。當時の時勢と今日とはまるで社会的な背景が違ふのであつて、おのずから右へ寄り過ぎたものは左の方へためて行かねばなりませんし、左の方へ行き過ぎたものは右の方へ持ち直すといふことに努めなければならぬわけであり、その中で、その時の風潮、流れの次第によつて、説くことが、あるいは左あるいは右といふことになるのでございまして、私が、私の考へておるのはやはり中道で、公共の福祉と基本的人權とのバランスといふことが、常に考へられねばなるまいと思ふのであります。

そういう立場からこのたびの法案を見ますと、あまりに個人の自由を主張し過ぎたものをためようとする程度の

問題であつて、このくらいの改正はさしあたりやはり必要なことであらうと思ひます。私個人としてはもう少し強くおやりになつてもいいと思ひますが、このくらいの程度でやつてみようといふことであるならば、それでひとつやつてごらん下さい、こういうふうな考へておるのであります。

警察法の一部を改正する法律案について申し上げますと、これは警察法全体の仕組みとはまったく合致するものであります。これは純粋法律論としては異論がなからうと思ひますが、しかしながら今御説明になつた通り、この警察法のおかげで、あまりにも警察の國民的統一といふか、警察の機能につきまして、公共の福祉保全といふものに欠けるところがあることになつておるのであります。この警察法といふものがどういふ因縁でできたかといふことは御承知でございまして、わたくしは今新たな國民的立場において、この警察法の仕組みをばかえねばならぬことになりました。それについてのごく一部分の例外法がここにできたといふことになりました。これは私が專門として取扱つておりますものの例から申し上げますと、刑法でございするが、刑法といふものは、ある一定の思想がきまつておりますけれども、少年法といふものでない、へんな例外を設けて、その例外もだん／＼大きくなり、最近の國際會議においては、刑法の全体を少年法の新しい考へでやり直すのが、しかるべきではないかといふくらいまでの議論なり、ある程度の決

議があつたくらいであります。しかし今刑法を全然やり直すといふことはで

五

きないこととありますので、少年法の改正ということで、刑法の方の社会的
大勢は革新というものが取運ばれつつあるの
でございまして、警察法について
てみましても、いかにも警察を中央の政
治から解放するというところに専念した
ために、できたところの警察法に欠
点があるということになれば、まず
少くともさしあたり緩やかに部分的
に改正を試みて、事柄の実際の動きを
ながめて行く必要があるということ
になります。論理的にはちよつとおか
しい。ちよつとじやない、大いにおか
しいと思います。けれども考えねばな
らぬのは、論理の方なのでございま
すから、論理さえ通れば実際はどうも
いいのでは、実際の必要に應ずる
ためには、論理を相当に重大視しな
ければなりません。この警察法の一部
正が成立するといえますれば、私は
警察法全体に関する学問上の組織、説
明というようなものが一変して来な
ければならぬ機運になり、かくして今
話になつたように、警察法を根本的に
改正するという国会のお仕事が始まる
ことになるであらうと思ふのであり
ます。この程度のことはさしあたりご
つともであらうと思ふので、警察
法の一部を改正する法律案について
はこのまま私は賛成いたします。

このデモ運動の法律案でございま
すが、これは先ほど各地方の条例でま
かなつて行けるものならば、まかなつ
ておつてもいいではないかということ
でございしますが、私にも実情はわか
りません。しかしこういうことはそれ
ぞれの地方の条例にまかせておくと
いうことではなく、少くともこの程度
のことは統一的に規定してあつてしか

べきことであらうと思ふのでありま
す。ことに先ほどからお話になりまし
た通り、条例はその区域管轄によつて
制限されますが、運動そのものは実
に地方自治体の境ばかりでなく、国家
の境をも乗り越えて関連を持つとい
うときでありますから、国家的にこ
ういふ法律ができるということはしか
るべきことであると私は考えます。た
だここに、それにしてもいかにもこの
法案は遠慮深くできている。今までの
例でございしますと許可制になつてい
るものを、届出制にしている。私も
警察が少し弱く思ふくらいでありま
すが、しかしこれくらいが適当でし
う。さしあたりまずこういう遠慮が
なやり方でやつてごらんなさるとい
う當局の心持であるならば、ひとつ
でやつてごらんなさい。何ごとでも
リカ式のトライアル・アンド・エラ
ーで、りくつに拘泥しないで、やつて
みて間違つたらやり直すということ
も、必ずしも政策としては悪いこと
ではないです。私自身としてはもう少
し強く、どういふふうにするかとい
う具体的な案そのものについては、必
ずしも十分の用意はございせんけれ
ども、何だかこの法律がこのデモ運
動の取締りに対しては弱いという感
じがあるのでございます。

思想として考へている点はその程度
でございしますが、なおこの刑法を毎
日いじつております立場から、デモ運
動の方の法律案については二つ、三つ
気づいたところ、これは委員会にお
いても御議論になることを希望いた
しますものとしては、きわめて小さい
テクニカルのごとでございします。第
二条に「公共の場所」ということがあ

す。この「公共の場所」という言葉は、
今さらここに現れたことではないの
であります。またやむを得ないこと
であらうかと思ひますけれども、こ
れは相當に問題を生ずる考へである
といふことを、ただ私として申し上げ
ておきたい。それから主催者という
言葉と行うという言葉とが使いわけ
てありますが、すなわち運動の主催
者、運動を行う者というふなこと、こ
ういふ言葉については、われ／＼刑
法の学問を取扱つてゐるものとして
は、なほ／＼御議論を願つておき
たいと思ひます。われ／＼の学問
としては、たとえば学問的には比較
法的に議論するのでありますから、
こういう言葉をどう整理したらよろ
しいか。またその次に罪則のところ
で二千五百円以下の罰金、これも
なつてゐると思ひますが、いかにも
刑法全体の仕組みと比べて軽い
と思ひますけれども、またそこに他
の法規との関連で、一種の意味合
いがあることと察せられますので、
これらのごとはなお政府委員から
説明があるわけでありましよう。委
員会において十分御議論おきのほ
どを希望申し上げます。まず私の
考へておりますのはその程度で
ございします。

○金光委員長 それでは参考人の方
に對しまする質疑を許します。参考
人に対する質疑は理事会の申合せ
によりまして、お一人五分間くら
いをお願いいたします。
○八百板委員 矢部さんのお話に
ついてちよつとお伺ひいたしたい
のでございします。根本的な警察
法に対する改正

が将来に期待されなくちやならぬ。
そのために根本的研究機関としての
審議会でもつくりたいという御意
見でございします。御指摘なさい
ました警察法の改正の、こ
ういふような点といた
う点で、たとえば治安の責任大臣
を置くとか、財政の基礎を確立す
るとか、国警、自治警との人事の
交流を考へるとか、脆弱自治警の
編入を考へるとか、治安に関する
情報の一元化把握の機構を考へる
とか、それから管轄区域に關係な
く協力關係ができるような方法を
講ずる、質的な向上訓練、それ
から待遇改善等について警官の
向上をはかつて行く。こ
ういふようなお話を、い
ずれもごもつともなりつばな御
意見だと拝聴いたしましたのでござ
いします。そこでこ
ういふ際にも一番問題
になります。何といつても警察の
力の集中が行き過ぎることから起
つて来るものが、い
／＼危険だと思
うのであります。たとえば治安に
關する情報の一元化把握といふ
ことになる、すぐに旧特高の復活
といふようなことが問題になつて
来るわけでありま
す。それから脆弱な自治体警察を
国警に編入するといふことになり
ます。いずれも自治体警察にお
いては、それ／＼財政困難の中
でもあましているような向きが
相當多いのであります。それから
勢いおもむくところ国警一本
になるといふことになつて、行く
／＼はやはり自治体警察といふもの
がなくなつて国警一本に集中統
合させるといふ形になる、大体に
おいてさういふ傾向が多かるう
と存じます。さういふ点につ
いて警察の中央集権の危険をどう
いふふうにしてコント

ロールして行くか、警察国家の
危険を

どういふふうにして防いで行くか
といふことについて、何かお考
えがありましたらひとつお聞かせ
いたしたい。
○矢部参考人 ただいまの点で
ありますが、私もい
／＼現在の分権主義が
行き過ぎてゐるといふことを指
摘して、だん／＼一元化を考へる
ことからは来る危険といふこと
につきましても、そこで私は
現在の公安委員という制度を
やはり中心にして考へるという
ことと、自治体警察が十分に機
能を行ひ得るものであるならば、
これを残しておくといふことを
中心にして改正を考へたいとい
ふことを意味で総理大臣の任
免権といふことに賛成できな
いといふことを、先ほど申し上げ
したのであります。しかし情報
の一元化把握といふことが、さ
うく特高警察といふふうな
ことになると、そのところは私
は警察の運営について、経験も
ありませんので、よくわからぬ
のでありますけれども、しかし
少くとも現在のうちに、治安に
關する情報がばら／＼であつて、
横の連絡が非常に欠けてゐる
という状況で、最近の治安攪
乱行為を十分に取締るといふ
ことは、要求する方が無理で
はないかといふふうを考へま
す。特高警察のような性格を持
たない治安の一元化といふこと
は、何か考慮の余地があるやう
な気がいたしたのであります。
それからまた脆弱な自治体警察
を統合すると申しましたの
は、たとえば内閣の政令諮問委員
会でつくられた案にありま
すように、せめて十五万以
上のもので自治体警察を認
める、それ以下は希望によつて
これを廃止して、こ
ういふ程度を含んで申し上げ

て

〇八百板委員 財政の基礎についてお話をくださったのでありますが、財政の基礎というのはどういうふうな意味を含んでのお話でございますか。その点も詳しく教えていただきたいと思います。

○失部参考人 その点は実は、別に具体的な内容をつかまえて、数字をあげて論ずるというような用意は全然ないのであります。ただたとえば自治体警察に事件が起つた場合に、国家警察の協力を求めるという規定が警察法にございますけれども、しかし警察方面の話を聞いてみますと、そういう協力を求めるというふうなことはあまり行われておらない。実際は自治体警察でまかなえない場合にも、国家警察の応援を求めるということを非常に躊躇する。なぜ躊躇するかというと、そういうことをやつた場合に、自治体の方で財政的な負担に十分に耐えることができないというところから、なるべくならそういうことは要請しないようにするといふうなことがある。あるいはまたかなり重要な治安に関する犯罪の捜査活動におきまして、それに当る警察官が、非常になけなしのさいふの中から、自分がある程度負担しながらでなければ、とうてい捜査活動を続けることができないというふうな事情があるということを聞きますので、そういうことの憂いがあるまいようにしていただきたい、こういうふうな提案であります。どれだけの金をどこに出せというほど具体的な内容を持つて申し上げたわけではございません。

に、公安委員会との関係をどんなふうにお考えになつておられますか。その治安大臣というものは、むしろ警察ばかりではございませんでしょうかけれども、直接指揮する権限まで持つようになるのであるか。それとも公安委員会に対して運営として、ただ一般の行政に關係する面を國務大臣という立場で代表せられるのか。かつての陸軍大臣と軍というふうな關係にお考えになつておられるのでありますか。この点も

う少し詳しくお知らせ願いたい。

○矢部参考人　ただいまの点は、むしろそのような引例が適切かどうかは存じませんが、かつての軍と陸軍大臣との関係程度に考えておりますので、その責任大臣があつて公安委員会にまで指揮命令権を持つということまで私は考えておりません。現在の公安委員制度というものをまず一応前提にした上で、ただせめて国会や内閣で治安関係の問題を自分の責任として考えておるという大臣がなければ、警察、治安の問題、あるいはまたその財政の問題などというものが、十分に認められるチャンスがないのではないかと、ことをおそれたわけであります。

○大泉委員　高橋先生にお伺いいたします。国会と裁判所の周辺に対しまして

います。

○高橋参考人 危険物の携帯の問題は私はこういうふうに考えております。先ほども申し上げましたように、屈出がありました場合には、身体、生命、財産に直接危害を与えるような竹やりとかこん棒とか、あるいは火炎びんとかいような種類のものは、この集会には持つて行つてはならないという遵守命令を、おそらく主催者に出される

だらうと思うのであります。出さなくてはたいへんだから必ず出すものだらうと思ひます。ところが遵守命令を主催者が受けまして伝達すると申しまして、その集会の会場の中でメガホンでやるのか、あるいは立札をするとかいうことになりましたが、自分のうちからそういうものを準備して来ることになりますと、これは全部とめるということはなかなかできないだらうと思うのであります。また遵守命令に違反してそういうものを持つておつた者を発見いたしましたも、自分はそういう遵守命令は知らなかつたという立証をすることは、非常に簡単だらうと思うのであります。そこで先ほど申しましたように、身体生命に害を与えるようなものは、平穩公然と適法な示威

これは禁止すべきものであると思います。しからば危険物とはどういうものかという問題が起ります。実は私は当局者ではございませんから、最近の条例は存じません。しかしこのごろ行進、集会等を持つて参りました危険物等の種類を法律の中に詳細にあげまして、こういう例のものは危険物だから持つて来てはいかぬということを丁寧に書いておくことが、適当なことでもありませんか。また必要なことであらう、こういう趣旨であります。

○大泉委員　今度の法案においても大体そういう禁止は挿入されているようでありますが、こういう場合はどうですか。身体検査をするというわけにも行きませんし、隠して持つて行つて参加する者、これもなかなか大勢のことですからできません、危険物の所持者に対する個々の検査とか、あるいは禁止とか、個人に対して責任を負わせる現在のようなことは、これはなかなかできない。そこで集団の示威運動をされる主催者の責任ある団体に、それを負わせることが必要ではなからうかと私は思うのであります。いわゆる個人個人に対して負わせる責任よりも、団体に負わした責任が、私はいえつて秩序を保持できるのじやないか、こういうように考えるのですが、それに対

す。私は主権者にそういう責任を負わすことは、かたきをしるものであると考えております。参加者と申ししても、ちゃんと出席の照会を出して、通知をして人を集めることは少いのでございましょうし、多くの場合は多党不特定の人間が集まることになるのでございましょうから、そういう不特定の人間に対して、今申しましたような危険物の携帯をとめろということの主権者に命じましても、主権者が責任をもつて全部とめることはできない。そ

れをしいるということになりますと、ほんとうに平穩なまじめな示威運動、まじめな集会をしようと思つている主催者は、不当の制約を受けなければならぬ。まして、そういう種類のまじめな集会、行進等は実行不可能である、私はそういうことになるだろうと思うのであります、これは何も主催者の問題ではない。だれが考えまでもそういうまじめな集会なり行進に、人を傷つけるようなものを持つて来るべきりくつはないし必要もない。悪く申しませうれば初めから惡意を持つて、他人を殺傷しあるいは財物をこわしたり焼いたりするために、そういうものを持つて来るのであります。そういうことは一般の社会福祉の上から、いかに憲法が人權の保障をしておるとか、自由を守

つておるとか申しましたが、これは社会公共の治安を維持し、一般国民の安全を保障するために、当然法律をもつて禁止することがいいのであります。これを主催者の責任に帰することは私は無理なことになるだろう、こういうふうに考えます。

○金光委員長 ほかに御質疑はございませんか。

○床次委員 各参考人の先生方から伺いたいのですが、警察法の根本的改正ということは確かに必要であつて、私もいろいろ意見を持っています。私であります、今日の警察法の中にありますところの公安委員につきまして、もう少し御意見を承りたいと思ひます。公安委員の組織につきましては、あるいはかゝるものではなくてもいいという考え方もありますし、あるいはまたこれを善用するという考え方もあります。これは将来の警察法の運営上におきましては、非常に研究すべき点だと思つていて、非常に研究すべきこの機会に時間が許しますならば、各先生から、公安委員を残すとすればどういふ点を改善すればよろしいか。あるいは現在におきましてこの公安委員をもつと善用いたしまして、警察法の実施上に役立たせることができるかどうかという点につきまして、御意見がありましたらこの際承りたいと思ひます。

○高橋参考人 私は実は公安委員の現在の制度には非常な疑問を持っています、具体的な確定的意見ととられては困るのであります、軽微な意味でお聞きを願ひたいと思ひます。

を待つた者は、公安委員になつてはいけないという禁止規定であります。またたくしうろとでなければいけない。ここに公安委員の一つの盲点があると思ふのであります。この制度をつくりました当時は、これはもちろんアメリカの指示によつてつくられたものでございましょう。普通に改革といへば、もちろんよくするための改革でございませうけれども、あの警察制度の改革は、日本の警察をよくするという意味で改革したものと実は思えない。政治的には、たとえば特高警察をこわすとか、あるいは政治警察をこわすとかいう趣旨のことはともかくとしたしまして、制度そのものは日本の警察を弱くものにしよう、少くともどろぼうをつかまへたり、その辺にうろついている浮浪者をつかまへる程度の力を持つておればよろしい。治安、公安を害するやうな大きな問題については自分たちがやつてやる。事件があればMPが飛んで来る。それでよろしい。そのくらの考えが頭にあつたろうと思ふのであります。従つて現在の公安委員の制度は、ほんとうに今日のやうな急迫した、社会に危険があるといふことを目標にした制度としては、非常に悪いと思ふのであります。すなわち現在のやうにまつたところとだけで公安委員会が構成せられ、これが警察の全権を持ち、警察長官の任命をし、指揮監督をするといふのでありますから、現在の国家警察を世間は非常に強い、りつぱな警察だと思ふになつておられると思ひますけれども、私はそうは思わないのであります。今日の国家地方警察は、組織体として全体から見れば、普通に考えるよりも非常に力の

の弱いものであります。これは現在の国家地方警察の内部の構成をごらんになればわかります。現在は非常にかわつて参りましたけれども、監督者と巡査の比率は、現在なお監督者が三七・七％くらいであります。昨年か何か五千人の増員とか、自治体の入ります前は、監督者の数が約四〇％あつたのであります。巡査は百人について六十人しかおられない。こういう警察は世界にはもちろんありません。日本の歴史にもありません。警察は、外部に出で執行いたしますものは巡査でありますから、すべて巡査が中心にならなければならぬ。巡査の教育、巡査の力を集中して初めて公安の維持ができる。従つて監督者のごときものは、その巡査を動かす最低限度でなければ、ほんとうに力の強い警察にならぬのであります。ところが現在の国家地方警察はそうではない。これは私は国家公安委員会とかあるいは警察当局者のみを責めようとは思ひません。アメリカの指導があつた力があつたと思ふが、また人事院なるものが無用の職階制なるものをつくつた点に、非常に大きな動機があると思ひますが、ともかくも今日のごとき警察の畸形的な状態をつくつた責任者は、国家公安委員であります。すなわち国家公安委員の中に、ほんとうに警察のことのわかつている人間が一人もおられない。これに私はあると思ひます。しかしそれならば、警察の経験者のみを集めて、公安委員会をつくつたらいいかという事になれば、これはおそらく弊害が起るだらうと思ひます。私は国家公安委員を将来も置かれることはいい。しかしその中には警察の知識、経験を持

つたものを加へ、また全然警察の経験のないものを加へる。そういう混合体にしたらよろしい。あるいはその中の一人だけは内閣の更迭とともにかわる。たとえば五人の中の一人は内閣が随意に任命をする。そういうものを入れます。これが時の内閣との連絡をとつて警察の仕事をやつて行く、そういう方法でもとりますれば、おそらく国家公安委員会の制度は今日よりはよくなる。あるいは新しき時代に應ずる体制を整えて行く上においても、重要な機関になり得るだらう、そういうこととて、あるいは警察の行き過ぎ、いわゆる警察国家といふことが動きを止めて行くことにはせぬか、私はこういうふうにご考へます。

○田上参考人 ただいま御質問に對しまして一言だけ申し上げたいと思ひます。それは一般的に申し上げて公安委員会のよい点と悪い点であります。公安委員会の考えでは、警察権の濫用を防ぐといふことが、運営、管理に當つております。都道府県なり市町村の公安委員会に、非常なわれ／＼の期待をかけ、おろところなのであります。実績が上つておるかどうかは別といたしまして、要するに人権の尊重、警察権の濫用の防止といふことであります。もう一つは、これはもつと常識的な議論でございまして、一般公衆と警察との親しみをにつける。専門的なあるいはそういうくろ／＼の警察職員であります。一般民衆はどうしても近づきたいやうな感じを持つ。ところがそうでなく、普通の服装をした、そして何ら警察関係の経歴を持たない、いわばしう／＼の公安委員はかなり近づきやすいものではないか。そういう意味におき

まして、人民と警察との結びつきは、大いに公安委員会にわれ／＼は期待を持つておるのであります。しかしながら他方におきまして、その能率——能率を上げることがよい悪いかわかりませんが、警察の能率の点から申しますと、公安委員会はどうかマイナスであると考へるのであります。特に今問題になつております公安条例関係、デモンストレーション取締りなど、こういう問題になりますと非常に公安委員会は忙しくなる。七十二時間前に届出があり、その後大体二日ぐらゐの間に補正を命ずる。こういうことをもし非常勤の公安委員会委員がきめるといふことになると、結局本職を捨ててもつぱら當なければいけないと私も考へるのであります。言ひかえしますと、昭和二十三、四年ごろのまだ警察があまり忙しくなかつた時代は、非常勤の公安委員で十分間に合つたと思ふのであります。最近の実情ではどういふふうによられておりますか、週に一回とか月に三回ぐらゐの集まりではどういふまかない切れない。だから、もし法律に従ひましてほんとうに公安委員会がみずからその事務権能を行うとすれば、常勤の委員でなければ不可能ではないか。う／＼旅行もできない。招集があるといふでも集まつて決定をしなくてはならないといふふうになるのであります。だから非常勤の委員であります。結局においては警察長に大体においては一任することになつてしまつて、これが御承知のやうに今日の警察行政なり各警察の基本規定などに現われておりますが、公安委員会はほとんど仕事をやつていない。結局警

警察長の諮問機関というものが、われ／＼は実態ではないかと思うのであります。この点について私の考えを申し上げます。将来の公安委員といたしましては、常勤にいたじまると専門家になつてしまつて、公安委員というものの本質がなくなるのではないかと。でありますから非常勤という線は残しておいて、そのかわり仕事の上におきましては、おそらくは警察長の諮問機関あるいはもう少し強く議決機関と申しますか、決議機関と申しますか、そういうことには大体が考えられるのであります。しかしそれは運営管理の場合であつて、国家公安委員会についてはあまり存在理由がなからう。あまりはつきり申し上げますとさしきわりのあるかもしれません、都道府県なり市町村の公安委員は、原則として残すのが適当だと思つておりますが、それはどちらかというと現在の形ではなく、むしろ警察長に対してある程度抑制するといひますか、警察権の行き過ぎを抑える、そういう意味におきまして警察長が公安委員会に諮つて、あるいは議決を経て、許可なりその他の命令を出すというふうなことが考えられると思つております。

○矢部参事人 各参事人の意見ということでありまして、私も今の問題について一言申し上げさせていただきます。今高橋さんと田上さんから申されましたように、いろいろの混乱がありますので、一つの点は、将来公安委員会は運営管理はやらぬ、都道府県でも市町村でも行政管轄だけにすることがいいということ、もう一つは公安委員になる資格をもう少し緩和すべきである、こういうふうには考へておるのであります。

○門司委員 ちよつと田上先生にお伺いをしておきたいと思ひます。それは国家地方警察の本部長に対する総理大臣の任免は、行政組織上の問題から考へても、一応考えられるという御意見と私は拝聴したのであります。行政組織上の面から見ますと、治安の最後の責任が内閣総理大臣にありまして、これは憲法ではつきりきめております通り、行政の責任はどこまでも内閣にあることは一応うなずけるのであります。ただ問題になりますのは警察法の八条の規定で、御承知のように公安委員の罷免は両院の議を経なければならぬことになつております。さらにこれの罷免の場合におきましても罷免の事項が一々書いてありますが、やはり総理大臣の一方的意思だけではこれを罷免することはできないと書いてあります。ところが現実の問題といたしましては、国家公安委員会の意見と内閣総理大臣の意見とが食い違つた場合に、一体どう処置をするかということが起ると思つております。これは今日の問題ではありませんが、本委員会でも国家地方警察の本部長官であります斎藤君のそうした場合における意見を聞いてみますと、その場合には勢ひ公安委員がやめなければならぬような立場に至るであらうといふことを言つておるのであります。そういたしますと、国会で承認を得ておきます公安委員が、内閣総理大臣との間に意見が食い違つたからといつて、やめなければならぬことになつて参りますと、いかにも立法府よりも行政府が非常に強いような形になつて参りまして、国会の権威という言葉を

を使へば使えらると思ひますが、国会の権威が非常に弱くなる。この間の調整につきましては、この法律の改正にあつて、行政組織上の問題からさういふ一つの欠陥が現れて来ると思ひますが、先生はそれについてどういふ御意見を持つておられるか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○田上参事人 実は私深い意味で申し上げたのではないのであります。国家公安委員会につきまして、先ほど申し上げたような意見を持つておりますこともありますが、もう一つしいて申しますと、都道府県の公安委員会と都道府県の警察隊長という関係をお考えになりまして、警察隊長は中央から任命されるのであつて、公安委員会は何らその任命については権能を持つていないといふ点、これも不自然といへばなはだ不自然なのであります。そういうことが大いに改正を要することになるかも知れませんが、私は必ずしも今の話のような場合に国家公安委員がやめなければいけないといふ、そういうのはつきりした結論が出て来るとは思ひませんのであります。しかし実際これは法律論ではなくて、むしろこの問題は、政治的にどのような影響が内閣から警察当局の方に与えられるかといふこと、その点が実は問題だと思つてござりますが、一方では国家公務員法の線でもつて、一般職という立場においてのある程度の保障はあると思ひますし、他方において、今申し上げましたような、警察隊長と都道府県の公安委員会というふうな関係を考えてみますと、私は大体この原案でよろしかろうかと考えております。

○門司委員 それから矢部先生にちよつとお伺いをいたしたいと思ひますが、先生の御意見の中に——これは各先生のどなたの御意見の中にもあつたのであります。今日の警察法に対しては再検討をしなければならぬといふような、大体集約すればさういふ御意見があつたように考へております。もちろん今日の警察法は、占領後における非常に強い向うの示唆でありまして、当時私も警察法を制定いたしましたときの委員として、連合軍に折衝いたしました経緯から考へましても、やはり向うの一方的な意見だけできめられたと言つてもさしつかえないほどの法律であつて、実情に沿わないといふことは、われ／＼も十分承知いたしております。しかし一旦こういう機構ができ上つておりました、さうして今日の警察機構の中にい／＼な欠陥はございまして、さしあたり問題として今具体的に私申し上げますと、たとえば選挙法における選挙違反の取締りといふようなものについては、地方の自治警察にまかしておいてもだめだ、これはやはり国警といふような情実のない警察でなければ、十分取締りができないといふような声が非常に強いののでございまして、従つて選挙法改正の場合にも、選挙違反だけは国警がやるようにしてはどうかという意見も、非常に強かつたのであります。さういふことが考えられます。それからさらに犯罪の面から見ても参りまして、たとえば治安と言つておりますが、おのずから治安の中には二つの関係がありまして、一つの治安は、個人の個性から来るいわゆるどろぼうのようなもの、あるいは怨恨関係から来る殺傷のようなもの、これは国の行政に全然関

係がないとは言へませんが、大して関係のない個人の犯罪といふものが一つ。一つは、どうしても国の行政の面と切り離すことのできないもの。今日方々にい／＼な事件が起つておりますが、これらの中には、やはり行政の面から切り離すことのできない一つの問題が現れておる。この二つの治安関係が出て来るのであります。現在の警察法は、主として個人を中心としたような犯罪を取締ることのためにのみ使われておる。さらにそれを防止することのために、やはり警察を国民と最も親しみやすいものにするといふことで、自治警といふものがこしらへられておる。今日の日本の現状はそればかりではありませんで、国の行政上の問題から来る治安をどうするかという考え方が、非常に強くなつて来ておる。従つて警察法の中にもさういふ問題が出て来て、その関係から今度の警察法の改正が行われておりました。治安の責任は行政府にあるから、従つて治安の当面の責任者である長官は総理大臣が任命するのだ、いわゆる責任の所在を明確にするのだといふことを、政府は言つております。さういふことでござります。従つてこの二つの面から考へて参りますと、根本的に検討するといふことにつきましては、先生のお考えでは、一体どちらを非常に重要視した警察組織にしたいかといふことであります。これは非常ににむずかしい問題でありまして、かりに行政上から来る一つの国家犯罪といふか、大きな関連性を持つ思想上から来る犯罪といふようなものを取締るには、どうしてもやはり一本になつた姿でなければならぬといひたいと思ひます。

と、これは往々にして日本の昔の警察国家に、また逆もどきするような危険性を多分に持つております。従つて私どもは今回のこの警察法の改正につきましても、その点を一番重要に議論しておるのであります。警察法の機構の改革にあつては、先生の御腹案等でもございませう、この際お聞かせ願つておけば非常に幸いだと思います。

○矢部参考人 いただいたお話、まことにごもつともでありまして、私も実は全然そういうふうな考えで、問題がむずかしいということを認めておるわけでございます。実際の現在の警察制度は、警備警察というふうなところに頭を置かないで、先ほどの普通の刑事と申しますか、そういう警察のことを頭に置いて考えたような警察体制だと私は思つておる。そこに警備問題が出て来たものだから、現在の制度ではまかない切れないというところが出て来ておるのだと思つておる。しかし、さればといつて、刑事問題と警備問題を全然分離するというのも、これもできないわけでありまして、そういう意味で警備警察だけならもう国家警察一本にした方がいいのだということ、いさなり理論的には私は言えると思つておる。でありますけれども、しかし警備警察だけをほかの警察と切り離して一本にして、ほかの警察はやはり自治体というふうな形でやるのだという、実際問題としては非常にむずかしいのじやないか。そこでやはり私は自治体というものをある程度認めて、同時にしかし国家警察との間の連絡関係、協力関係を強化して行くということが、大体今日の警察制度を前提にした上でなし得る方法ではあるまいかと

思います。究極において国家警察一本にしてしようとするところまでは、私は考えておりません。しかしそのかわりに、先ほど申しましたように、情報網を一元的に把握する機構を考えると、あるいは重大な治安関係の案件については、管轄区域をあまりやかましく言わないで、活動ができるような道を開くとか、そういうようなことが、国家警察と自治体警察の双方から協力するといふ心持で、でき上るべきではないかといふふうに考えております。今すぐ国家警察の方を重点にしようといふふうなところまでは、私は考えておりません。お答えになるかどうか存じませんが……。

○金光委員長 大石ヨシエ君。

○大石(ヨ)委員 私は先生方にちよつとお尋ねしたいのでござい、ます。が、私は公安委員会というものは公選にすべきものであるということ、常に考へておるのでござい、ます。たとえば、公安委員会にござい、ます。公安委員会になつておるものは、たいてい地方のボスがなつておる。現に教育委員会の人々は公選にしておる。そうして治安を預かる最も大切な公安委員は任命にしておる。ゆゑに地方にボスが非常にびこつて、ボスが警察権をリードしてゐる。こういう意味におきまして、教育委員会こそ、あれは府県知事の任命にしてもよろしいけれども、公安委員というものは、私は公選にすべきであると思つてゐる。この点につきまして、各先生方の御意見をお伺いしたいと思つてゐる。

それから第三点、財政的基礎を明確にする、これはいかなる点でござい、ますか、詳細に御教示願いたいと思つてゐる。第でござい、ます。

○矢部参考人 第一の点であります。が、公安委員が確かに地方の小さい自治体警察で、いわゆるボスと言われるような人になるような傾向があるといふことは、仰せの通りだと私も思ひます。しかしさればといつて、これを公選にする方がいかにどうかということになります。私は少し疑念を持つてのであります。それはやはり警察といふふうな仕事は、どこかに一つの責任と権限の秩序の関係といふものが結びついて来なければならぬので、公選によつて公安委員が選ばれるということになれば、その公安委員は一切責任を持つのは国民に対してだけと、こういうことになり、警察そのものの持つておるべきところの一つの組織から言ひまして、これはまるで動かないものがそこにはさまるという関係になりますので、そういう意味で私はやはり現在のよう任命の仕方が出て来ているのだと思つておる。まして、そういう意味で私は公選といふことには、必ずしも賛成できないのであります。

それから消極的といふことは、それはたとへば総理大臣がこの人を国警長官に任命しろ、これを警視總監に任命しろ、こういうふうな積極的にその人を言つて来るのではなくて、公安委員が人選をいたします場合に、まことにこの人では困るというふうな重要な理由がある場合に、政府側がその人はこういう点があるから考慮し直してくれ、こういう程度の消極的な発言の機会が持つておつてしかるべきではあるまいか。現在では、内輪ではそういうことが行われておるか知りませんが、法律の上ではそういう機会が認められておらない。そうすると、勢い長官の任命には政府は全然関知しない、こういうことになる危険性がありますので、どうしてもこの人では困るというふうな場合に、考慮し直してくれという程度の消極的な発言ができるようなふうにしたらどうかといふ意味であります。

それからもう一つ、財政的基礎を明確にするとは私は申しませんので、財政的な基礎を確立していただきたいといふことは申しました。それはしかし先ほど御質問がありまして、その点はお答えした通りでありまして、明確にという言葉をいたしましたのは、むしろ治安関係の責任大臣を明確にしてくれ、と、こういう意味で申し上げたのであります。それはつまりやはり治安の責任を自分の責任として考へる方法があるといふことは、これは必要である。同時に財政の問題なども、その見地から内閣と国会に対して主張できるような、そういう明確な責任大臣がある方が、治安体制のために望ましいと思つてゐる。だからであります。

○田上参考人 教育委員の方はきょうの問題でないと思つておるけれども、私は教育委員会の委員は、やはり公選でない方がよろしく考へるのでござい、ますが、公安委員の問題でござい、ますが、公安委員はやはり教育委員が公選であるからといふ意味ではなくて、別個に考へてもよろしいのでござい、ます。

○大石(ヨ)委員 私ちよつと牧野先生にお尋ねしたいと思つてゐるが、私たちの地方は、公安委員がボスばかりが

出て、非常に町をリードして困っている。非常に次第なのです。それで私は、これはボスが進出するのであるなれば、いつそ公選にした方がいいのではなからうかというのを常に考えておるのでございますが、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○牧野参考人 私地方の実情については心得ておりませんが、なるほどそういうことがあるのだらうということには、やはり自分にも理解ができます。それにはやはり公安委員に任命される資格があまりにも制限されておる。これは他の方からもみなお話になった通り、実は私も公安委員になつてくれという交渉を受けまして、もつと年が若ければ——もつともこの年でもやつてみようかというところまで思つたのですが、私役人の経歴があるのですから、どうもしょうがない。それで私の住いをしておるところでは、従来何事にも携わらない牧野のようなものこそ、ほんとうに是非々々でやつてくれるに違いない、やれと、こういつてみんないつて来たのですけれども、だめじやないか。公安委員がボスによつて占領されておるといふことは、さもありなんと思ひますが、そこには資格の制限があまりにもきつ過ぎる、こういうところがあると思ひます。これは少しまた脱線でございますけれども、警察法というものはどういふ関係でできたかというのを、われわれは考へてみなければなりません。日本をばら／＼にするつもりでできた法律なのです。それが今日では社会的なバックグラウンドがまるで違つて来たのですから、警察法改正のときには、その辺に大いに手を入れていただかなければなりません。

ん。しかし官僚のやることに脱線をしていないように、公安委員がしつかりしておるといふことは私はいふことだ、こゝう思ひます。他の法規についても同じような問題が起りますが、この制度はやはりいい制度であります。これをうまく運用するといふことを考へてもらわなければならぬと、私はこう思ひます。

○河原委員 牧野先生にお伺ひしたいと思ひますが、先刻来非常に有益な豊富な蘊蓄を傾けられまして、私も教えられることが多かつたのでございませう。つきましては、この際去る五月一日皇居前広場で行われましたあの騒擾事件につきまして、御感想なり御意見があらましますならば、お聞かせ願ひえらばまことに幸甚と存じます。

○牧野参考人 私今日お呼出しになつたことで、そこまで申し上げていいわけですか。いいわけと申し上げても大分話が——やはりデモ行進の法案について関連して考へますれば、ああいうまことに不愉快なことを避けるためにも、こういう法案が成立しておればよほど助かつたのであらう、こう思ひます。その程度でございませう。さらに根本的にああいふ問題をどうするかということになりますれば、警察以上、刑法以上の問題、ことに破防法に關しても参議院で意見を求められたのでございませうが、この法律案に關する思想的、技術的を離れて、もつと大きいことになりますと、これは国家の政治をどういふ理念によつて動かして行くべきかといふことにならうと思ひます。これは申すまでもなく皆さん方の間の御議論によつて、すでにお考へに

なつていと思ひますから、この程度で……。

○田淵委員 先ほど大石先生がお聞きになつたことに對して、各先生方が公安委員の公選といふことについては、組織を持つておるものが強いからと言われる。なるほど、これは一応うかがわれるのであります。しかしまた先ほどの牧野先生の御意見は、たいへん私は率直だと思ひます。實際このばらばら政策から来た欠陥がここに現われて来ておるのであります。現在の公安委員会の制度そのものは、何とか公選によらなくとも、これは改正して行かなければならぬのではないかと、こう私たちが痛感するものであります。それでいいお知恵をひとつ伺ひたいのであります。たとえば北海道の札幌市における白鳥事件などで調査に参りました、あの公安委員の諸君に会いました。また京都事件の調査に参りました。また京都の公安委員の諸君にも会いました。また近くは今回の五月一日のメーデーで、東京都の公安委員の浅尾郵船社長も証人に呼んで聞いてみました。そこで大石先生がおつしやるようなぐあい、確かに地方の小さい自治的な団体の公安委員会には往々ボスがおります。これは私も認めます。たとえば某市における公安委員を出すときに、市長選挙で落ちた、ああいうのは再び市長にもなれないから、何とか公安委員の席でもやろうじやないかというので出したのを私は知つております。こういうような例もありまします。たとえば東京都の公安委員の浅尾君に、私が辭職を勧告したのもそこにあるのであります。学識経験者といふけれども、制限が非常に強かつたから

そうなつておるのである。こういうふうになつて来たことについては、占領政策あるいはアメリカの政策といううなものも批判して行かなければならませんが、それはこの機会に私はこれ以上進めません。少くとも牧野先生のおつしやる通り、ばら／＼政策といふものが日本を弱体化した。こういう点は、非常に占領政策にいいところもあつたでしょうが、悪かつた点もわれわれは率直に認めなければいけません。しかしながら現在の公安委員会の制度で公安が維持できるかどうか。私も率直に東京都民として言うならば、現在の東京都の公安委員の諸君があの現在の姿、現在の機構で行くならば、まくらを高くして眠れません。といふのは率直に申しますれば、情報キャッチするのではありませんに、郵船の社長として船を動かしたり、金もうけをする知識はあるけれども政策から来たもの、いわゆるばら／＼政策から来たところの占領政策の実施された時代と、この第十三通常国会の、すでに独立した期間のこの一つの空間に起きたもの、その制度の欠陥、機構の欠陥、法律の欠陥といふものを急速に是正しなければならぬけれども、一番その中で急ぐのは治安問題であると思ふ。その治安問題の中で一番急ぐのは、この公安委員会の制度をこのままでよいかどうかといふこと、もちろん先生方のおつしやる通り、公選にすれば確かに組織の強いものが出来て来て政変化する。あるいはそういうことになつた結果、早急、野党のような結果にもなるから、確かに公平になり、公安委員会の職責が果せるといふことは一応うなずけますけれども、このままでは何とも

しようがない。現在の公安委員会の制度が、これでよろしいとまず御認定になつておるかどうか。また改革しなければならぬと考へておるかどうかという点を伺ひたい点と、實際をいうと、この五月一日あるいは五月三十日の事件まで起きて来たことは、少くとも第一線の執行面の警察官ばかりでなく、大いに公安委員会にも責任があるとわれわれは考へております。といふのは、総評のメーデーなどに対しても、公安委員会は情報をキャッチしておりません。もう一つ裏を考へてみれば、融通のきく、どつちかといふとお年寄りで、人格者で、非常にうふ、ぬかみたいな人で、やかましくない人を公安委員にしておいた方が執行面としてもやりやすい。また執行面もそれを黙認しておるのではないかと。こういうように裏を考へれば考へられるのであります。しかしわれわれとしてみれば是正すべき点は是正して行かなければなりません。私は治安關係に最も関心を持っておりますので、これを伺うのであります。ひとつお教えを願つた結果によつて、さほどなたい点もあるのですが、現在の線で、このままではおかなければならぬといふわけではない。何とかよい方法があれば御意見をひとつ伺ひたい。それから現在の公安委員会というものはよく悪い。確かに東京都も失敗、京都も失敗、札幌も失敗です。それで一つ、これは飛躍して考へれば、かの委員会といふものは再検討しなければならぬ。また現在の憲法ももちろん改正しなければならぬと思ひますが、そういうことまでは範圍

を広げなくて、現在の委員会というものは、たとえばきのうの公益委員会の松本泰治博士、この人は學者としてわれわれは尊敬おくたわざる人でありませんが、あの本会議の答弁などではあがつてしまつておる。私はさういふうつぱな人格者で、もつと商才にたけた経済人をさういふところに置く。いろいろ考へてみるとさうたぐ骨抜き政策、ばら／＼政策の欠陥が現われて來ておると思ひますが、さういふことについて率直に御意見をひとつ伺ひたい。

○田上参考人 答弁になりますかどう
か、今の御質問に對しまして能力がないのでございしますが、先ほどちよつと申し上げましたように、行政委員会に私はいろいろ種類があると思ひるのでございします。さうしてたとえば公正取引委員会のような、大體裁判のようにならざるやむを得ないものであるけれども、しかし慎重に公平な立場においてその結論を出す、さういふような裁判の作用、機能を持つておる委員会は、これは私は大いに尊重すべきではないかと考へております。ところが公安委員会の方は実は裁判ではない。言いかえすと、直接に積極的な治安の維持に當るといふのでありまして、裁判官のような当事者ではなくして、いわば第三者の立場にある、さういふのではないのでありますから、その点で私は一般の行政委員会の中では、特に公安委員会というものはやはり問題というか、改革を要するのではないかと考へるのであります。それにつきましては先ほど申し上げましたように、公安委員会の機能でございしますが、これを實際には警視庁の基本規定のように、大體警視總監に一任する。

○金光委員長 消防組織法の一部を改正する法律案、内閣提出第一八六号を議題といたします。

そうして重大な問題については、公安委員会のあらかじめ議決を得なければいけないというような、さういふ形になつてしまひますと、これは現在の警察法とはまるで違つたものなのであります。しかし私はそこらに幾分実情を考慮いたしまして、将来の目安を置くことができないではないか。言いかえしますと、公安委員会は警察長の諮問機関というが、諮問機関といふと少し弱過ぎますけれども、とにかく一種の議決機関でありまして、重大な問題については公安委員会の議を経て、さうして警察長が決定するといふようなところが大體適當ではないか。しかしこれはもちろん今日の警察法の根本的な改正になるわけではございませんが、将来どう考へるかという御質問でありましたならば、私の感じはその程度のものでございします。

○金光委員長 はかに御質疑はございせんか。——この際申し上げます。参考人として御意見を承ることになつておりました一橋大学の植松正教授より、文書をもつて意見を申し述べられて参りましたが、これは印刷いたしまして、明日お手元に配付いたす方が適當のようによろこば、この点御了承願ひます。

参考人の方々に申し上げますが、本日長時間にわたり、あらゆる角度より貴重な御意見をお述べくださいます。法案の審査にあたり多大の参考となり申したことを、委員会を代表し厚く御礼申し上げます。

本案につきましては、すでに質疑を終了いたしておりますので、これより討論採決を行いたいと思ひますが、ただいま自由党及び改進黨の委員より、共同で修正案が提出されておりますので、その趣旨について説明を求めます。床次徳二君。

消防組織法の一部を改正する法律案に對する修正案
消防組織法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

(一) 第三条の改正に關する部分の次に次のように加ふる。

第四条第二号中「消防準則」を「消防制度及び消防準則」に、第五号中「消防操法訓練」を「消防職員及び消防団員の教養訓練」に改め、第九号中「検定」の下に「及び輪旋」を加へ、同条に次の四号を加ふる。

十一 消防施設の強化拡充の指導及び助成に關する事項
十二 消防思想の普及及宣伝に關する事項

十三 消防功勞者の表彰に關する事項
十四 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む）に基きその権限に屬する事項

(二) 第五条の改正に關する部分の次に次のように加ふる。

第九条に次の但書を加ふる。
但し、市は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、消防本部及び消防署を設けなければならぬ。
第十條第二項中「市町村」を「町村」に改める。

第三章第十八條の次に次の一條を加ふる。
第十八條之二 都道府県は、消防に關し、左に掲げる事務を掌る。

一 消防職員及び消防団員の教養訓練に關する事項
二 消防統計及び消防情報に關する事項

三 消防に關する市町村相互の連絡調整に關する事項
四 消防施設の強化拡充の指導及び助成に關する事項

五 消防思想の普及及宣伝に關する事項
六 消防功勞者の表彰に關する事項
七 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の性能試験に關する事項

八 前各号に掲げるものの外、法律（法律に基く命令を含む）に基きその権限に屬する事項
第二十條を次のように改める。

第二十條 国家消防本部は、必要に應じ、消防に關する事項について都道府県又は市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長又は市町村の消防長に對し、消防に關する事項について指導し又は助言を与えることができる。

第二十條の次に次の一條を加ふる。
第二十條之二 都道府県知事は、必要に應じ、消防に關する事項について、市町村に勧告し、市町村長又は市町村の消防長に對

し、消防に關する事項について指導し又は助言を与えることができる。この場合における勧告、指導及び助言は、国家消防本部長の行ふ勧告、指導及び助言の趣旨に沿ふものでなければならぬ。

第二十二條中「消防統計」の下に及び「消防情報」を加ふる。
第二十四條の次に次の一條を加ふる。

第二十四條之二 都道府県知事は、地震、颱風、水災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村の消防長又は水防法に規定する水防管理者に對して、災害防禦の措置に關し、必要な指示をすることが出来る。この場合における指示は、国家消防本部長の行ふ勧告、指導及び助言の趣旨に沿ふものでなければならぬ。

第二十六條を次のように改める。
第二十六條 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の訓練を行ふために所要の機關を設置しなければならぬ。

附則第四項を第五項とし、第五項を第六項とし、第三項の次に次の一項を加ふる。

4 国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項第一号中「国家

消防庁を「国家消防本部」に改める。

附則第六項を第七項とし、第八項として次の一項を加える。

第8 耐火建築促進法（昭和二十七年法律第 号）の一部を次のように改める。

第四条第二項中「国家消防庁長官」を「国家消防本部長」に改める。

○床次委員 提案者を代表いたしました、便宜私から修正案を御説明申し上げます。修正案はお手元に配つてありますので、これは朗読を省略させていただきます。

修正の第一項は、第三条の改正の次に、第四条の修正を行わんとするものであります。内容は数点にわたつておりますが、これは現在すでに行つておりますことを、単に明瞭にいたしたいという趣旨におきまして書き加えたものであります。ここに御説明を申し上げなくてもおわかりかと思ひますので、省略させていただきます。

第二点は、第五条の次に第九条の但書をつけておるのでありますが、これはいづれも消防小委員会におきまして、かねて懸案となつておつたものであります。今回組織法の改正の機会に、関連いたしましてつけ加えたいのであります。以下の条文につきましても、いづれも小委員会におきまして議を練りましたものでありますから、御承認いただきたいと思います。

第二点は、但書を第九条に加えるのであります。但し、市は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、消防本部及び消防署を設けなければならない。という趣旨にいたして、消防に對する觀念を重視いたしまして、特にこれを書き加えておる次第であります。

それから第十八条の二は、都道府県の仕事といたしまして、新しくこれを規定した次第であります。これは現在すでに行つておりますものを明らかにいたした程度にとどまるのであります。なおこの規定を設けたために二重行政、二重監督の弊を生ずるおそれなきかという点につきましても、十分委員会におきましても検討いたしましたのであります。これをもちまして特に従来以上に事務の簡素化を阻害する新しい負担を命ずることな

くして、現在行つておりますことを法文上に明らかにいたしたにとどまるのであります。この点につきましても、二重監督、二重行政という意味のことにつきましても十分考慮して規定いたしておることを、御承知になつていただきますのであります。

第二十条は、消防本部長は、必要に応じて消防に關する事項について都道府県または市町村に勧告し、都道府県知事、市町村長または市町村の消防長に對し、消防に關する事項について指導または助言を与えることを、特に規定いたしておるのであります。

第二十条の二も同様であります。消防に關する事項につきましても、指導または助言を与えることを認めておるのであります。なおこの規定におきましては、都道府県の勧告いたします範囲は、国家消防本部長の行方指導、監督の趣旨に基くものであります。その範囲を出でないということを特に明

らかにいたしておるのであります。第二十二條の改正は、字句の修正であります。

第二十四條の二、都道府県知事は、災害等非常時の際におきまして緊急の必要あるときは、市町村長、市町村の消防長または水防法に規定する水防管理に對し、災害防禦の措置に關する必要な指示をなす得ることになつておるのであります。これは現にすでに実施はいたしてゐるのであります。これを法規に書いてございませぬ關係上、これを明らかにしておることが運営上必要と認めまして、特にこの事項を加えたのであります。しかしながら、その府県知事の指示につきましても、知事が独断におきまして行為をなし得るのではなくして、この指示はやはり国家消防本部長の行います勧告、指導、助言の趣旨に沿ふものでなければならぬという趣旨を規定いたしまして、知事がみだりにこの指示権を濫用することのないように戒めておる次第であります。

第二十六條は、消防職員並びに団員に對する訓練機關の設置であります。が、従来設けておりましたものを、これをはつきりと法の上に表わしまして、訓練、指導の發展を規定いたしました次第であります。

その他の事項につきましても、これは本文の整備であります。よろしく御審議をいただきます。よろしく御審議をいただきます。よろしく御審議をいただきます。本修正案について質疑があればこれを許します。立花敏男君。

○立花委員 二十六條ですが、この法文でこのように、都道府県に消防職員及び消防団員の訓練を行ふための機關を設置しなければならぬというふうな義務づけますと、地方にとりましては、この大きな財政的な負担がかか

るわけですが、大体どれくらい規模のものを予定なさつておるのか、それに関する費用は幾らくらいか、この法律によつて新しくつくらなければいけない府県は幾らくらいあるのか、これをひとつ承りたい。

○床次委員 ただいまの御質問であります。これは現在すでに置いておりますものが相当あるものであります。この規定にもありますごとく、単独または共同で置き得ることになつておる。財源に余裕があるものであります。単独に置くことも可能なものであります。単独に各府県が置くわけであり、相當の経費を要するわけであり、このことはそれ／＼財源の事情によつて行ふことになつてゐます。財政上の苦しい場合におきましては、現在のところ共同して行つておる。これはいづれもその必要に応じて、漸次出て参ります。今日幾らということも考へておるわけはございませぬが、将来充實いたしましたならば、これらになるかというふうな見通しにつきましても、これは事務当局の方からあるいはお答えを願ふかと思ひます。今すぐにとりだすことをさせるという趣旨を、今日考へておるわけではないと思ひます。

○瀧野政府委員 それでは私から簡潔にお答え申し上げます。ただいま床次委員からお話のございましたように、これは絶対的に強制するものでなく、財政事情の許す限度において一応義務づけられておるのであります。現状を申し上げますと、消防訓練機關を設置

いたしております都道府県には現在十八校あります。そのほか九州地方におきましては、九州の各府県連合で一校持つております。そのほか大都市が独立して都市の訓練機關を持つておりますが、これが七校でございます。でありますから、都道府県といたしましては、単独に持つておるのは十八校、共同して持つておるのは一校で、まだ四十六府県には遠いのであります。私たちがの方で県の規模、消防職員、消防団員の数等によつて、各都道府県に設けるといたしますならば、その規模をいかにするかということになります。これども、これも大小いろいろと財政事情等もございませぬけれども、一応デ

ビカルなものを考えました場合は、収容人員五十名といたしまして、消防職員あるいは消防団員をそれ／＼一定の期間、消防職員につきましては三箇月程度、消防団員につきましては、これは短期、一週間程度繰返すことにはいたしまして、その収容力等を見ますと、大體教官が五名、雇用人合せて三名程度、教職員その他を合せて八名程度、それから建物及び敷地、大體敷地として百五十坪程度のもの、校舎として九十坪程度、宿舎として五十坪、それからポンプ等を収容いたします車庫程度のものを、十六坪くらい考へておるのでございませぬが、大體その程度のものを新設するといつたならば、投資的経費として一時に全部のものを新設し、消防自動車も買い、車庫も建て、ホースも買いというふうな、一切のものを新しく建てあるいは購入するとしますれば、千三百三十四万円程度のもので一応計算に出るものであります。それを運営いたします消費的経

費を要するものであります。これを運営いたします消費的経

あれば出しますが、こういう運動がす
で行われている。しかもその全国的
な研究所を、強制的に地方財政の困難
も顧みずに必置せしめる。しかもそれ
を通じて今言つたようなまづたくでた
らぬな——その消火弾は使用したしま
したところ、水とその消火弾と両方で
消したそうだが、消火弾では消えな
くて水の方で消えたというようにな
つたのであらぬ消火弾で、こういう
ものを三十五円のもの、三百五十円に
売る。こういうものを強制的に研究所
の所長に証明を書かせて売りさばこう
としたしている。しかもそういう下請
機関の研究所を必置せしめるというこ
とは、私もまづたくこの法案には
賛成できない。これは委員会御疑問
があれば、参考人をお呼びになつて堂
堂とお調べになる必要があると思つた
です。こういうものを強制的に法律で
裏づけることは、まづたく私利私欲に
目がくらみまして、地方の自治体の財
政的な困難も顧みずに、強制的にこ
ういふものを押しつける結果になりま
すので、この点を提案者はお調べにな
つてゐるか。この点をどうお考えにな
つてゐるか。そういうお考えがないと
考へになつてゐるか。この点を明確に
していただきたい。

○床次委員 第二十六条の機関が研究
所の出先機関で、しかもその消防器具
の販売の手先であるかのようにお考え
になつておられますが、それはそうでは
なくして、消防職員並びに団員の訓練
のために置く機関であるというこ
御承知いただきたい。従つて器具機
械に關しましては、本法にも書いてあり
ますが、資材の性能試験等に關しま
しては、やはり府県等におきましても

行いまして、間違ひのない品物を買
わせた。従来はたゞいま言葉にあり
ましたようなおかしなものを売り付け
られて、被害を受けた市町村
もあるかのように聞いておりますの
で、かかることのないように、やはり
指定の試験等につきましても、府県に
おいて十分安心のできるものを売ると
いうことになつてゐるのであります。
○金光委員長 このままでちよつと休
憩いたします。

午後零時三十八分休憩

午後零時三十九分開議

○金光委員長 休憩前に引続き會議を
開きます。

ほかに御質疑はございませんか。

○立花委員 問題を明白にする方法が
委員長から明示されれば、質問を打ち
切ることによぶさかでないのですが、委
員長は私が出した問題を、どうい
うふうな方法で明白にされようとする
意思があるのか。これを伺つてから私
の態度をきめたいと思つた。

○金光委員長 後日理事会に諮りまし
て御相談したいと思つた。

○立花委員 その理事会は、いつどう
いう方法でお開きになるのか。私は理
事に参加したいと思つた。私は理
言はできないわけなんです、私の発
言をお認めになるかどうか。この点を
明白にしたいと思つた。

○藤田委員 議事進行について——立
花君は非常に勉強家で、十分その内容
を知り尽くしておると私は想像いたしま
す。しかも先ほど来委員会の空気を
見えておると、大多数が即時採決を希
望されておるとございしますから、
委員長において即時善処されるように

お願いいたします。

○立花委員 私は動議に反対ではない
わけなんです。だから打ち切りには賛成
する。しかしそのあとの方法につ
いて、委員長の方針を聞かしていただ
いて賛成するというを言つておりま
すので、私は決して藤田君の動議には
反対でないのです。問題は、委員長の
この問題の処理いかんにかつておる
のです。その方法を御明示願ひたい。
しかも理事会にお諮りになるのだら
う、いつお開きになつておやりにな
るのか。そして私を加えていただけ
るかどうか。それをお尋ねしてゐるの
です。

○金光委員長 お答えいたします。先
ほど御返事をいたしましたように、理
事会において善処いたします。理事
会ではできるだけ早く開くことにしま
す。立花君の御意見は、理事会にお
いて特に慎重に考慮することにいたし
ます。

○立花委員 理事会において発言を許
してくれらるのですか。

○金光委員長 この問題についての御
発言は許します。

ほかに御質疑はありますか。——な
ければ本修正案に対する質疑はこれに
て終了し、これより原案並びに修正
案を一括して討論に付します。討論……
○門司委員 私は原案に一応賛成しま
すが、修正案について一言申し上げて
おかなければならぬことがあるので
す。

それは先ほど来質問その他で議論に
なつておりますように、二十条ある
はその他にもありますように、勧告権
が都道府県の知事、国家消防本部長に
出て参りますと、この勧告権と、それ

からそれを実施に移します財源の処
置の問題であります。これは現在でも
国家消防庁が中心になつて、消防施設
の拡充のために、国の補助金その他に
ついて相当努力はいたしておるよう
であります。しかしこの勧告権が
出て参りますと、これに財源が伴わ
ないといふことは非常に片手落ちであ
りまして、今日地方財政が非常に苦し
んでおるときに、勧告権があるが財源がな
い。もし火災があつた場合には、国家
消防本部長並びに県知事が勧告はした
のだが、地方でその勧告に応じないで
設備をしなかつたことが、やはり災
害の原因になつたと言われたいと思
ふのであります。こういう場合に、一
方において権利を与へます以上は、地
方公共団体に十分な財源の裏づけが必
要であるとは私は考へる。従つてこの
案が通過いたしました後におきまして
は、国家消防本部においてこれの実施
が十分にできるように、責任を持つて
この法案の全きを期していただくこと
を強く要望いたしまして、本案に賛成
いたします。

○金光委員長 立花敏男君。
○立花委員 原案には実はあまり問題
がなかつたのです。ところが何でも
ない修正案を出しになりました。こ
れは修正案でも何でもないわけなん
で、むしろこちらの方が重大な問題
を含んでゐる。こちらの方が原案とい
つてもよいくらいなものなんです。こ
ういふものを修正案で出さしめること
自体が問題であると思つたのです。し
かも内容は非常に重大なものを含んで
いると思つたので、これを述べたいと
思つた。

現在私どもは警察法を審議いたして

おります。警察法によりまして、自治
体警察、国家警察が一本になり、しか
もそれを総理大臣が握つてゐる。しか
も去年の警察法の改正によりまして
警察を五千名ふやし、あるいは自治
警察の人員増加ができる仕組みにな
つておりますが、今回の警察法の改正
によれば、それを全国的に総理大臣が
握つて参る。従つて国家公安委員会
に對しても、あるいは地方の公安委員
会に對しても、総理大臣が握つた
警察権力を掌握して参る。これは明
らかに戦時中の警察国家への復元であ
りまして、国民の反對せざるを得な
いところなんです。しかもこの警察が
あらゆる武器を最近使用いたしまし
て、しかもそれをまづたく非合法に
使用してゐると思つた。と申します
のは、先般のメーデーにおきましても催
弾を使用いたしておりますが、催弾の
使用といふようなことは、警察法のど
この規定にもございせん。これはま
づたく法律に基かないところの非合法
な武器なんです。こういうものを公然
と東京のまん中で使用いたしまして、
労働者に大損害を与へてゐる。何に基
いて一体警察は催弾を使用してゐるの
か、毒ガスを使用してゐるのか。これ
は大問題だと思つたのです。しかもさ
らに問題なのは、彼らはピストルを持
つておりますが、あれは決して日本の
ピストルではございせん。あれは明
かにアメリカから借りたピストルな
んです。しかもそれをどの法律に基
いてやつてゐるか問題でございします。
講和ができましたあとで、日本の警察官
が占領中と同じように進駐軍の武器を
貸与されて、それで国民を射殺して

ということとは、これは国民として無視することはできない問題なのである。こういうように吉田政府は、法律に基かない非法な凶悪なる武器を持つております無数の警察官を、一手に掌握するという方法をとっておりませんが、しかもそれではまだ足りないで、今度は全国二百萬の消防団を統一し、訓練し、それを一手に掌握しようと考えて出して参りましたのが、この修正案だと思ふのです。それによりまして——これはあまり法案の内容をお読みになつていない方に説明しておきますが、そのために都道府県知事は市町村長に対して勧告することができるとし、あるいは政府自身が市町村長に対して、これに勧告することができるといふ規定がつくつてありまして、しかもさいせんから問題になつておりますように、府県にまず消防を訓練し教育する研究所を設置いたしまして、この消防の訓練を開始する。こういう形で、これは警察だけでは足りない。政府の反動組織、弾圧組織の強化にはかならない法案だと思ひます。その証拠には、たとえばこの間鳥取に大火災がありました、鳥取の火災の場合には、ポンプが一台しか実働できなかった。人員は三分の一しかいなかった、こういうことが言われておりますが、その根本的な原因は、この法案では何ら解決されない。しかもこの法案でやつておりますことは、今言いましたように、全国二百萬に達します消防組織の中央集権化であり、その訓練ということだけしかやつておりませんので、この法案の反動化は明白だと思ふのです。

さらにもう一つつけ加えておきたいと思ひますことは、総選挙の迫るに従

いまして、この法案をやはり選挙に利用しようとする意図は明白だと思ひます。従来の選挙におきましても、地方の消防団が与党の線に沿つて動いたことは明白なんです。しかも選挙法によりましても、地方公務員の選挙運動は全面的に禁止したといつておりましたが、消防団員に対しては何ら制限がありませんので、全国的な消防団の組織をつくり上げて、それに公然と選挙運動をやらせて今度の総選挙に臨もう、こういう意図が明白だと思ふのです。このようにこの法案は警察と一体化いたしまして、政府が人民を弾圧し、盛り上つて参りました人民の抵抗に対処するための法案であり、同時に総選挙対策であることは明白なものであります。しかもそれにかつて、一部少数議員が自己のまつた利己的な立場から、ある消防器具の製造業者と結託いたしまして、全国的な消防器具の販賣網をつくり上げようとしておることは、まづたゞこれは腐敗堕落の極だと私は言えると思ひます。こういうものに對しましては、もちろん共産党は反対せざるを得ませんし、そういう利己的な露骨な意図に對しましては、強く反撃しなければならぬことを言明いたしまして、反對討論にかえます。

正案を見ますと、いろいろ問題を多く含んでおるわけでございます。この修正案を文字通りの面から見ますと、それは問題なさそうでありまして、が、私もこれはこの消防組織を強化し同時に独立のものにしたいといふ、こういう観点に立つてこの修正案を見ます場合に、財政の裏づけのない状態のままに、この修正案を強化するといふことは、結果において強化することではななくて、独立させる方ではなくて、弱体化させ、独立を失う危険があるものであるといふことを、指摘しなければならぬのであります。二十条の修正については、従来からの要求に応じて、上からの指示助言を規定しておるのでございますが、これを下からの要求を削つて天くだり集権化の方向をとつたわけでありまして、このこと自体はそれは問題はないのでございまして、そのことによつて一本の消防組織を考へるということになつてない点ではないのでございまして、けれども、これを警察法との関連において考へます場合に、問題はここにあるのだと思ふのであります。さらに二十二条の規定に、ことさらに「消防情報」を加へるというところは、必要はなからうと思ふのであります。さらに消防法の二十四条の本文は「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならぬ」といつて、いわゆる警察と消防の協力を規定したものであります。そのあとを受けて、二十四条の二を含めまして、このような修正をしますといふことは、当然に二十四条との関連においてこれを考へなければならぬのであります。従つてそういう場合

合における消防の活動が警察への從属の傾向を深めるといふことは、申すまでもないことでありまして、財政上の裏づけなくして、実質的な消防組織の強化の裏打ちをせずして、そういうふうな從属的關係のみを規定するといふことは、結果において消防の組織を弱体化し、独立を弱める危険があるといふことを憂へざるを得ないのであります。こゝからいふ点についてはこの修正が必要のないものであるといふふうに考へまして、反對する次第であります。

○金光委員長 ほか討論の通告がありませんので、これにて討論は終局いたしました。

これより採決いたします。まず自由党及び改進黨の委員共同提出の修正案について採決いたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて本修正案は可決されました。

次にたゞいまの修正部分を除く原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 起立多数。よつて本修正案は修正議決されました。

この際お諮りいたしますが、たゞいまの本案に対する報告書の作成につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○金光委員長 御異議なしと認め、さう決します。

お諮りいたします。

去る五月三十一日の委員会において、消防に關する小委員長より、消防もしくは延焼の防止または人命の救助等の消防作業等に從事した者が、そのため死傷もしくは疾病にかかり、または廢疾となつた場合においては、市町村は、条例の定めるところにより、療養等の給付を行うように消防法を改正する必要を認め、小委員会においてその成案を得た旨報告があつたのであります。

その報告による小委員会の改正案について、質疑があればこの際許します。

○立花委員 消防法の改正は、この消防組織法の改正あるいは修正案とからんでおりますので、私の申しました点を理事會で明白にされてから、この問題にかかつていただきたい。

○金光委員長 たゞいま質疑を願ひしてありますので、質疑のあります点についておただしを願ひたいと思ひます。

〔質疑なしと呼ぶ者あり〕

○金光委員長 ほか質疑がございせんければ、これにて小委員会の成案に対する質疑は終了いたしました。

どなたか討論がございせんか。

〔討論省略と呼ぶ者あり〕

○金光委員長 討論は別にないようでありますから、討論はこれにて終局いたしました。

それでは採決いたします。小委員長報告による改正案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案とすることについて採決いたします。賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○金光委員長 次に消防法の一部を改正する法律案の起草について、この際

正する法律案の起草について、この際

○金光委員長 起立多数。よつて小委員長報告による改正案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案とするに決しました。

○門司委員 ちよつとこの機会に委員長にお願いしたいと思いますが、それは警察法を今審議いたしておりますので、ついでと言うと語弊があります。が、御了解を得ておきたいと思ひますことは、去る五月二十九日に神田共立講堂において、労農新聞と社会主義新聞社の共催によつて「アジア不戦の夕」という会合が行われましたが、この会合はむろん無届集会ではございませう。成規の手續を経て行つたものであります。この会議の終了後において、少しばかりのいきさつといひます。警察官関係との衝突がありまして、その際に労農党の事務局長であります芝田君その他が非常に負傷をいたしました。従つてこの際警察法の一部改正と関連いたしまして知りたと思ひますので、警視總監以下関係者の呼出し——と言うと語弊がありますが、こちらへおいでを願ひまして、真相を伺いたいと思ひます。委員長においてさようおとりはからいを願ひたいと思ひます。

○金光委員長 ただいまの門司委員の申出は、理事会に諮りましてこれを決定することにいたします。

この際暫時休憩いたします。

午後一時五十九分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

消防法の一部を改正する法律案

第一類第三号 地方行政委員会議録第六十一号 昭和二十七年六月四日

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二 第二十五条第二項又は第二十九条第五項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり又は廢疾となつた場合においては、市町村は、条例の定めるところにより、療養その他の給付を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

〔参照〕

消防組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年六月十四日印刷

昭和二十七年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所